

平成20年5月1日
筑波大学

筑波研究学園都市記者会 御中

本学職員の懲戒処分について

筑波大学は、昨日(平成20年4月30日)付けで、本学附属学校の男性教諭(49歳)を下記の理由により、停職6か月の懲戒処分としましたので報告いたします。

記

本学附属学校教諭は、平成19年9月21日(金)、千葉県内の自宅に帰宅後、午後7時10分頃から午後7時40分頃まで飲酒(焼酎のウーロン茶割り2杯)し、その後午後9時40分頃、不調であった自家用車の状態を確認するため、酒気帯びにもかかわらず自ら自宅周辺を運転し、午後9時45分頃運転操作を誤りコンクリート製の電柱に衝突しました。幸い人的被害はありませんでした。

なお、同教諭は、道路交通法違反(酒気帯び運転)により免許停止30日の行政処分を受けました。

本学は、これまでも飲酒運転の根絶について、周知徹底を図ってきたところですが、教育者として、より高い倫理が求められる附属学校の教諭が酒気帯び運転し、さらに、速やかな事故報告がなされなかったことは遺憾であり、停職6か月の懲戒処分としたものです。

本件を機に飲酒運転の根絶について、改めて職員に対し徹底を求め、再発防止に努めていく所存です。

以上